

でんき契約約款

(中部電力ミライズ・KDDI)

2021年2月17日実施

中部電力ミライズ株式会社 KDDI 株式会社

目次

I 総 則	1
1 適用	1
2 でんき約款および料金表の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	3
5 契約電流および契約容量	3
6 実施細目	4
II 契約の申込み	5
7 需給契約の申込み	5
8 需給契約の成立および契約期間	5
9 供給電気方式, 供給電圧および周波数	6
10 需要場所	6
11 需給契約の単位	6
12 供給の開始	7
13 供給の単位	7
14 承諾の限界および遵守事項	7
15 需給契約書の作成	8
III 料金の算定および支払い	9
16 料 金	9
17 料金の適用開始の時期	9
18 検 針 日	9
19 料金の算定期間	9
20 使用電力量の算定	10
21 料金の算定	10

22	日割計算	10
23	料金の支払期日	10
24	料金その他の支払い	10
25	延滞利息	10
IV	使用および供給	11
26	適正契約の保持	11
27	力率の保持	11
28	需要場所への立入りによる業務の実施	11
29	供給の停止	11
30	供給停止の解除	12
31	違約金	12
32	供給の中止または使用の制限もしくは中止	12
33	損害賠償の免責	12
34	設備の賠償	13
V	契約の変更および終了	14
35	需給契約の変更	14
36	名義の変更	14
37	需給契約の廃止等	14
38	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算	15
39	解約等	15
40	需給契約消滅後の債権債務関係	16
VI	供給方法, 工事および工事費の負担	17
41	供給方法および工事	17
42	工事費負担金等相当額の申受け等	17
附	則	18
1	でんき約款の実施期日	18

2	標準周波数についての特別措置	18
3	契約容量についての特別措置	18
4	このでんき約款の実施にともなう切替措置	19
別	表	20
1	負荷設備の入力換算容量	20
2	契約容量の算定方法	23

I 総 則

1 適 用

- (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」といいます。）の低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用する（ただし、KDDI が中部電力ミライズの代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するものに限ります。また、au でんき供給約款（中部電力ミライズ・KDDI）により電気の供給を受ける場合、または既に受けている場合を除きます。）ときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）によります。

なお、電気料金については、KDDI が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

- (2) このでんき約款および料金表は、中部電力ミライズの供給区域である次の地域（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2 でんき約款および料金表の変更

- (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）・法令・条例・規則等の制定または改廃によりでんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中部電力ミライズまたは KDDI が必要と判断した場合には、中部電力ミライズおよび KDDI は、このでんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、中部電力ミライズおよび KDDI は、このでんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。
- (3) (1)または(2)の場合、KDDI は、でんき約款および料金表の変更前は、でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中部電力ミライズおよび KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDIは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定義

次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約種別

料金表に定める契約の種別をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

このでんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 契約電流および契約容量

(1) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、中部電力ミライズ、KDDI および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

6 実施細目

このでんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、このでんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと中部電力ミライズおよび KDDI との協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、中部電力ミライズまたは KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話、口頭等による申込みを受け付けることがあります。なお、この場合、次の事項を明らかにしていただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

なお、このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ中部電力ミライズが通知することがあります。

- (2) 中部電力ミライズは、契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを中部電力ミライズおよび KDDI が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは中部電力ミライズおよび KDDI のいずれからも需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、KDDI は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、このでんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中部電力ミライズおよび KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更としないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

9 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

(1) 5（契約電流および契約容量）(1) を適用する場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

10 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

11 需給契約の単位

中部電力ミライズおよび KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

中部電力ミライズが別途定める特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または基本契約要綱（低圧）（以下「要綱」といいます。）の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中部電力ミライズおよび KDDI があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

12 供給の開始

- (1) 中部電力ミライズおよび KDDI は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、中部電力ミライズは、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、KDDI は、お客さまにその理由をお知らせいたします。この場合、中部電力ミライズおよび KDDI は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、中部電力ミライズは電気を供給いたします。

13 供給の単位

中部電力ミライズは、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

14 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

中部電力ミライズおよび KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む中部電力ミライズまたは KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によって需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、KDDI はその理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

お客さまは、このでんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること
- ロ 他人になりすまして中部電力ミライズまたは KDDI が提供する各種サービスを利用する行為
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うこと
- ニ 中部電力ミライズ、KDDI または KDDI より委託を受けて需給契約の申込受付等を行う事業者のサービスの運営を妨げる行為

15 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは中部電力ミライズおよび KDDI が必要とするときは、電気の需給契約に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

16 料金

料金は、料金表に規定する料金といたします。

17 料金の適用開始の時期

料金の適用開始の時期は、料金表 2（料金の適用開始の時期）のとおりといたします。

18 検針日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。ただし、やむをえない事情のある場合は、中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。

(3) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、中部電力ミライズは、□の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

□ その他特別の事情がある場合

(4) (3) イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。

(5) (3) □の場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

19 料金の算定期間

料金の算定期間については、料金表 3（料金の算定期間）のとおりといたします。

20 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) KDDI は、(1)に定める 30 分ごとの使用電力量により、料金表 3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。KDDI は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当該一般送配電事業者が検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中部電力ミライズおよび KDDI との協議によって定めます。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中部電力ミライズおよび KDDI との協議によって定めます。

21 料金の算定

料金の算定については、料金表 4（料金の算定）のとおりといたします。

22 日割計算

日割計算の方法については、料金表 5（日割計算）のとおりといたします。

23 料金の支払期日

料金の支払期日については、料金表 7（料金等の支払い）のとおりといたします。

24 料金その他の支払い

料金（工事費負担金等相当額その他を除きます。）その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払い）のとおりといたします。

ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、中部電力ミライズが指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

25 延滞利息

延滞利息については、料金表 8（延滞利息）のとおりといたします。

IV 使用および供給

26 適正契約の保持

中部電力ミライズおよび KDDI は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として 90 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

中部電力ミライズは、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (2) その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

29 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、中部電力ミライズがその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、中部電力ミライズの求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、中部電力ミライズの係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合

- (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (4) KDDI は、(1)または(2)にともなう料金の減額は行いません。

30 供給停止の解除

29（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない中部電力ミライズおよび KDDI に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

31 違約金

違約金については、料金表 9（違約金）のとおりといたします。

32 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行いません。

33 損害賠償の免責

- (1) 12（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって当該一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが中部電力ミライズおよび KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、中部電力ミライズおよび KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 39（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、中部電力ミライズおよび KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) その他中部電力ミライズおよび KDDI の責めとならない理由により事故が生じた場合には、中部電力ミライズおよび KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

34 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の中部電力ミライズの電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

35 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) (1)の場合、KDDIは、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中部電力ミライズおよびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDIは、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものいたします。

36 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの中部電力ミライズおよびKDDIに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、中部電力ミライズおよびKDDIが文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等によりKDDIに申し出ていただけます。

37 需給契約の廃止等

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりKDDIに通知していただけます。

当該一般送配電事業者は、原則として、KDDIがお客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまがKDDIに通知された廃止期日に消滅いたします。

イ KDDIがお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 中部電力ミライズ、KDDIおよび当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算

次の場合で、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、お客さまからその金額を申し受けません。

- イ お客さまが需給契約を開始し、または契約電流もしくは契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合
- ロ お客さまが需給契約を開始し、または契約電流もしくは契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合

39 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中部電力ミライズおよび KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。

- イ お客さまが 29（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で中部電力ミライズ、KDDI または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
- ロ お客さまが料金を料金表 7（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合
- ハ お客さまが、中部電力ミライズの需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を中部電力ミライズの定める支払期日をさらに 20 日超過してなお支払われない場合またはこのでんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める期日までに支払われない場合
- ニ このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他このでんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合

- (2) お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、中部電力ミライズおよび KDDI は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。

- (3) (1)および(2)の場合には、KDDI はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (4) お客さまが、37（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、中部電力ミライズおよび当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

40 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

41 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

42 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，中部電力ミライズは，その金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または中部電力ミライズが必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は，中部電力ミライズは，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等にもとづき中部電力ミライズの負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で，中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，中部電力ミライズは，その金額をお客さまから申し受けます。

附 則

1 でんき約款の実施期日

このでんき約款は、2021年2月17日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

このでんき約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、託送約款等で定める間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 契約容量についての特別措置

(1) 供給約款その他の規定により契約負荷設備の総容量にもとづいて契約容量を定めていたお客さまが新たにこのでんき約款が適用される契約に変更される場合は、当面の間、次により契約容量を定めることができます。

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、ロまたはハによって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

ロ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b a 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

ハ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

(2) (1)により契約容量を定めているお客さまが，需要場所における負荷設備を変更される場合には，原則として，本則により契約容量を定めます。

4 このでんき約款の実施にともなう切替措置

このでんき約款が適用される以前における，中部電力ミライズおよび KDDI との需給契約によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は，39（解約等）に準ずるものといたします。

別 表

1 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力〔キロワット〕) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

	換算容量 (入力〔キロワット〕)
馬力表示のもの	出力 (馬力) × 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力 (キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

(1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと中部電力ミライズとの協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

2 契約容量の算定方法

契約容量は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$